

## ガス供給入札説明書

令和7年7月18日付け茨木市告示第236号に基づく条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）については、茨木市財務規則（平成3年茨木市規則第15号）その他関係法令に定めるもののほか、このガス供給入札説明書によるものとする。

### 記

#### 1 契約担当部局

〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市総務部総務課

（HPアドレス：<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/soumu/soumu/menu/index.html>）

電話 072-620-1611

E-MAIL somu@city.ibaraki.lg.jp

#### 2 入札に付する事項

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| (1) 件名       | 茨木市庁舎本館等に係るガス供給              |
| (2) ガス供給場所   | 供給施設一覧表のとおり                  |
| (3) ガス供給概要   | 〃                            |
| (4) 予定使用総ガス量 | 626,816m <sup>3</sup> /年     |
| (5) ガス供給期間   | 令和7年10月の検針日翌日から令和8年10月の検針日まで |

#### 3 入札参加要件

- (1) 茨木市物品等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) ガス事業法に基づき、一般ガス導管事業者としての許可を受けている者、またはガス小売事業者として登録を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。  
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 茨木市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (6) 仕様書等の内容を熟知し、ガス供給内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。
- (7) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当しない者

#### 4 入札に参加する者に必要な資格を有さない者の参加

3(1)に掲げる入札参加資格者名簿に登録されていない者は、登録の手続きを同時に行うものとする。ただし、令和7年7月31日（木）午後5時15分までに登録の手続き及び入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、この入札に参加することはできない。

## 5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び許可・認可等調書（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。

なお、次の期間に、申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### (1) 提出書類

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 許可・認可等調書（様式第2号）

3(2)の許可等の状況を記載すること。

### (2) 提出期間

令和7年7月18日（金）から令和7年7月31日（木）の午後5時15分までに、提出すること。

### (3) 提出場所 1に同じ。

### (4) 提出方法 郵送によること。（配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）

### (5) 入札参加資格の確認

申請者には、令和7年8月4日（月）までに、次に掲げる事項を記載した条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「結果通知書」という。）をE-MAILにより通知する。

なお、通知期限の翌日において、いまだ通知がない場合は、1の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認められた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認められた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

### (6) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

## 6 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

### (1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求められることができる。

#### ア 提出期間

入札参加確認結果通知を受けてから令和7年8月6日（水）（土・日曜日、祝日除く。）午後5時15分までに提出すること。

#### イ 提出場所 1に同じ。

#### ウ 提出方法 郵送によること。（配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）

### (2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和7年8月13日（水）までに説明を求めた者に対し、理由説明書をE-MAILにより通知する。

## 7 仕様書等の入手方法等

### (1) 期間

令和7年7月18日（金）から令和7年7月31日（木）まで

### (2) 方法

上記期間内に茨木市ホームページより電子文書ファイルをダウンロードすること。

## 8 仕様書等に対する質問及び回答

### (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記の期間内にあらかじめ電話連絡の上、総務部総務課へ

E-MAILにより質問書（様式第4号）を提出すること。

ア 提出期間 令和7年7月18日（金）から令和7年7月25日（金）午後5時15分までに提出すること。

イ 提出場所 茨木市総務部総務課総務係 担当者宛

E-MAIL : somu@city.ibaraki.lg.jp

(2) 質問に対する回答

茨木市ホームページにおいて、令和7年7月30日（水）付けで一斉に公表する。

9 入札方法及び契約方法

(1) 総価で入札に付する。ただし、契約については、単価（税込み）により行うものとする。

(2) 入札書（様式第3号）の入札金額は、予定総額（税込み）を記載すること。

また、施設名毎の料金単価を記載した入札金額計算書（任意様式）を必ず添付すること。

なお、入札金額計算書の添付がない場合や入札金額計算書の総合計額と入札金額に誤りがある場合は無効となる。

(3) 入札金額計算書の積算方法について、基本料金、流量基本料金、従量料金に基づく三部料金制度など、入札者毎に設定することができる。

(4) 入札方法は郵送とする。「1 契約担当部局」宛てに、令和7年8月4日（月）から令和7年8月13日（水）午後5時15分までに、必着のこと（配達証明付書留郵便に限る）

(5) 送付の際は二重封筒とする。

中封筒には入札書及び入札金額計算書を入れ、開札日、件名、入札参加者名を記入し、封印すること。

また、外封筒には中封筒を入れ、件名及び「入札書等在中」と朱書した上で封印すること。

10 開札日等

(1) 開札日 令和7年8月14日（木）

(2) この一般競争入札の事務に関係ない本市職員の立会のもと開札し、開札結果は全参加業者に通知する。

11 入札手続等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 茨木市財務規則第129条第4項の各号に該当する場合、免除する場合がある。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

また、最低金額が2者以上同額であった場合は、「グループA」の施設名「市役所本館冷暖房用」の積算金額の最低価格者を落札者とする。

(5) 支払条件 別紙ガス供給仕様書のとおり

12 消費税の取扱い

入札金額は、消費税および地方消費税を加算したガス料金の予定総額を記載すること。（税込みで記載）

※消費税および地方消費税率は10%で計算することとする。

13 入札に関する条件

(1) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(2) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。

(3) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。

(4) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

14 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札。
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札。
- (3) 入札に関する条件に違反した入札。

15 その他

- (1) 茨木市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1号から第3号の規定に該当する者については、茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づき措置する。
- (2) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、茨木市物品等登録業者指名停止要綱に基づき措置する。
- (3) 落札者は、契約締結時に茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく誓約書を提出すること。